指定福祉用具貸与・介護予防
指定福祉用具貸与の手引き

兵庫県

平成１９年１月

目　次

Ⅰ　福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

１　福祉用具貸与とは
２　福祉用具貸与の種目
３　サービス提供の流れ

Ⅱ　介護保険制度と福祉用具貸与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

１　事業者指定
２　介護報酬等
３　契約書、重要事項説明書

Ⅲ　Q＆A　・・6

１　介護保険法上、福祉用具貸与とはどのように定義されているか？
２　事業者は、どのような基準に従いサービスを提供する必要があるか？
３　指定の取消しについて、どのように定められているか？
４　介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか？
５　車いす付属品及び特殊寝台付属品は、福祉用具種目解釈通知に掲げられるものに限られるか？
６　指定居宅サービス事業の一般原則とはどのようなものか？
７　指定福祉用具貸与事業の基本方針とはどのようなものか？
８　管理者は他の事業との兼務は可能か？
９　管理者にはどのような責務があるのか？
10　福祉用具専門相談員は、どのような者か？
11　福祉用具専門相談員における都道府県知事が指定した講習会とはどのようなものか？
12　領収証の交付について留意することは？
13　事業所は、サービス提供に際し、利用者にどのような説明を必要とするか？
14　事業者は、サービス提供を拒否することができるか？
15　サービス提供が困難な場合、事業者はどのような対応が必要か？
16　利用者の受給資格の確認は、何のために行うのか？
17　利用申込者が要介護認定等を受けていない等の場合、事業者はどのような対応をする必要があるのか？
18　事業者は、利用者の心身等の状況をどのように把握するのか？
19　居宅介護支援事業者等との連携はなぜ必要なのか？
20　居宅サービス計画について、どのように取り扱う必要があるのか？
21　利用者が居宅サービス計画等の変更を希望する場合どのような援助が必要か？
22　身分を証する書類の携行について、どのように定められているか？
23　サービス提供の記録の整備はどのように行うのか？

24　利用者が負担する利用料等の受領について、どのように定められているか？
25　前払いによる利用料の受領について、どのように定められているか？
26　介護報酬の利用料（自己負担分）について、10円又は100円単位で指定居宅サービス事業者が利用者に請求することは可能か？
27　通常の利用者負担以外に利用者から受領できる費用について、どのように定められているか？
28　指定福祉用具貸与の提供を中止できる場合は、どのような場合か？
29　 指定福祉用具貸与の基本取扱方針についてどのように定められているのか？
30　専門相談員の行う福祉用具貸与の具体的取扱い方針は、どのように定められているか？
31　利用者に関する市町への通知は、どのような場合に行うのか？
32　運営規程とは？
33　運営規程における「指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額」について、どのように定めればいいか？
34　勤務体制の確保については、どのように定められているか？
35　適切な研修の機会の確保について、どのように定められているか？
36　指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種目について、どのように定められているか？
37　衛生管理等について、どのように定められているか？
38　衛生管理等に係る標準作業書について、どのように定められているのか？
39　福祉用具の保管又は消毒を他事業者への委託等により実施する場合の留意点は？
40　事業所における重要事項の掲示について、どのように定められているか？
41　事業所における目録の備え付けについて、どのように定められているか？
42　基準上、記録の整備についてはどのように定められているか？
43　秘密の保持とは？
44　苦情への対応は？
45　事故発生時、どのような対応をする必要があるのか？
46　会計の区分についての規定は？
47　搬出入に要する費用について、どのように定められているか？
48　利用者が認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている場合は、福祉用具貸与費は、算定できるか？
49　福祉用具貸与費は、短期入所生活介護を受けている利用者であっても算定できるか？
50　月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法は、どうすればよいか？
51　福祉用具貸与の利用料には、搬出入費用を含めることになるが、６ヶ月の貸与期間で、搬出入費用を１月目にまとめ、あとの５ヶ月については、平準化した料金を設定することは可能か？
52　同一品目の福祉用具を複数レンタルすることは可能か？
53　介護保険の施設に入所している要介護者に対して、福祉用具貸与のサービスを提供し、介護報酬を算定することは可能か？
54　介護保険の指定を受けていない医療機関に入院している被保険者に対し、福祉用具貸与のサービスを提供し、介護報酬を算定することは可能か？
55　宅地の関係でスロープが設置できない場合、スロープにかえて使用する昇降機等は給付対象となるか？

56　指定申請時に提出した運営規程等に記載した料金と異なる料金でサービスを提供することは可能か？
57　利用者負担の１割分を事業者が負担するという契約を結ぶことは可能か？
58　福祉用具の継続貸与について、毎月、サービス提供票は必要か？
59　福祉用具を貸与した場合、消費税の取扱いはどうなっているのか？
60　福祉用具貸与費の算定については、認定調査の直近の結果を用い、その要否を判断することとされているが、認定調査結果にかかわらず、サービス担当者会議等の結果を踏まえ、ケアマネ（地域包括支援センター）及び保険者が必要と認めた場合には、支給することは可能か？
61　利用者が、あきらかに直近の認定調査時点から状態が悪化しているような場合には、ケアマネ（地域包括支援センター）及び保険者が必要と認めた場合には、支給することが可能か？
62　福祉用具貸与にあたって、利用者の状態像によって制限等はないのか。
63　移動用リフトの中で、サービス担当者会議で利用の可否を判定することが想定されている具体的な品目は何か。
64　軽度者で、福祉用具貸与費または、介護予防福祉用具貸与費の算定を受けることができない車いす、特殊寝台などの対象外種目の貸与の希望がある場合、介護保険法上の福祉用具貸与事業者または介護予防福祉用具貸与事業者が利用者の自費により、貸与（または販売）契約を行うことは可能か。

Ⅳ　居宅サービスの指定基準・総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

Ⅴ　介護予防サービスの指定基準・総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

Ⅵ　指定福祉用具貸与事業の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

Ⅶ　介護予防指定福祉用具貸与事業の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

Ⅷ　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準・・・・・・・・・・・５９

Ⅸ　介護報酬及び留意事項通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３

Ⅹ　厚生労働大臣が定める地域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８

ⅩⅠ　福祉用具貸与の福祉用具の種目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９

ⅩⅡ　軽度者に対する指定福祉用具貸与の基準について・・・・・・・・・・・・・・７２

ⅩⅢ　県民局一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８０

Ⅰ　福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の概要

1　福祉用具貸与とは

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等に対して、日常生活上の便宜を図り、自立した生活を支援するため、車いすや特殊寝台などの福祉用具を貸与することをいう。

2　福祉用具貸与の種目

①　車いす	⑤床ずれ防止用具	⑨歩行器
②　車いす付属品	⑥体位変換器	⑩歩行補助つえ
③　特殊寝台	⑦手すり	⑪認知症老人徘徊感知器
④　特殊寝台付属品	⑧スロープ	⑫移動用リフト （つり具の部分を除く）

（上記種目のうち、①～⑤・⑪及び⑫については、要介護１、要支援１・２、経過的要介護の者は平成18年4月より原則貸与の対象外となった）

3　サービス提供の流れ（居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者（地域包括支援センターなど）、医療機関等との連携が必要）

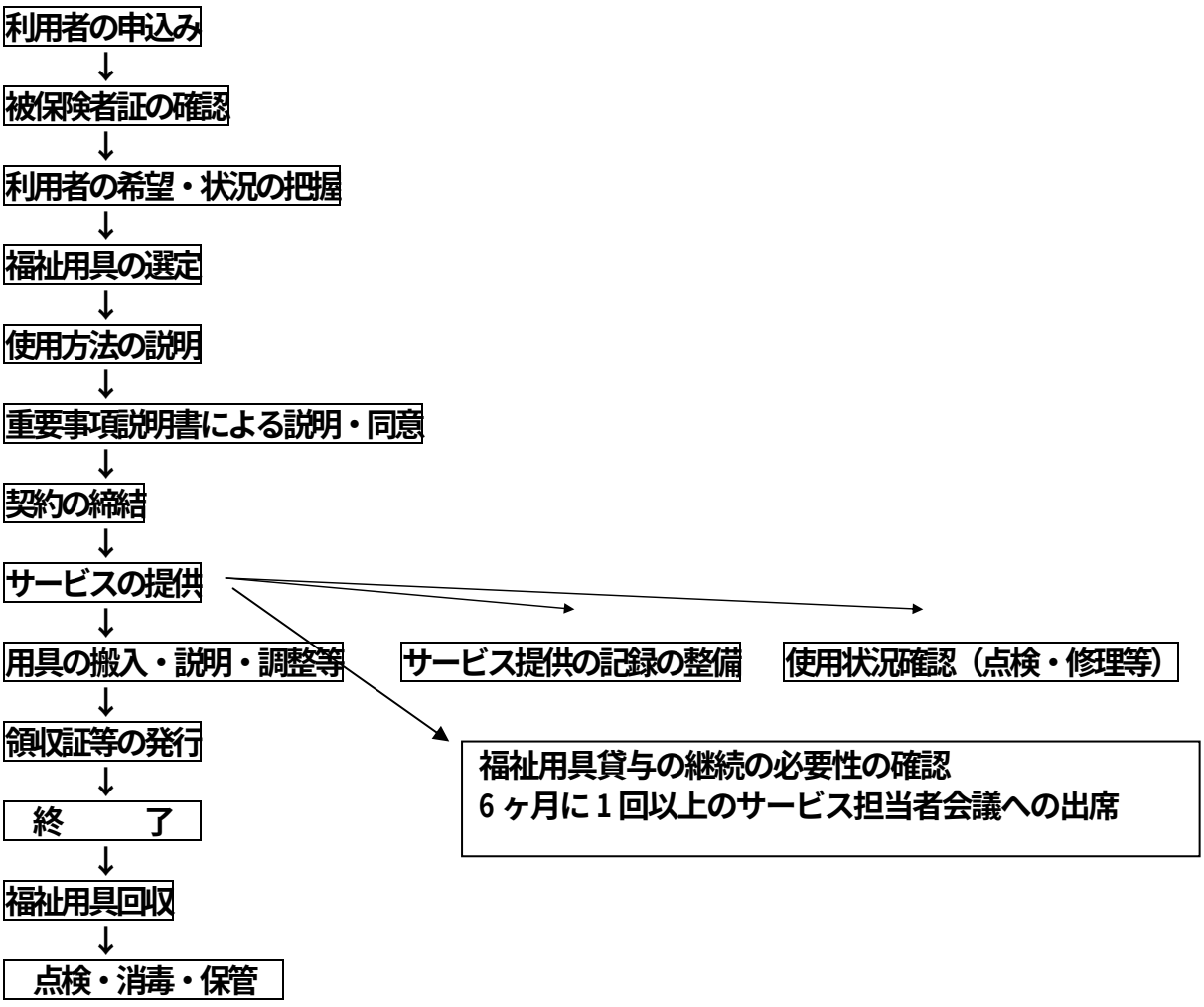

Ⅱ　介護保険制度と福祉用具貸与

1　事業者指定

福祉用具貸与事業所の開設にあたっては県民局長の介護保険法上の事業者指定を受けなければならない（介護保険法第70条・第115条の2）。「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）には、①基本方針、②人員基準、③設備基準、④運営基準が定められている。「人員基準」は、従業者の知識、技能に関する基準であり、「設備及び運営基準」は事業者に必要な設備の基準や保険給付の対象となる介護サービスの事業を実施する上で求められる運営上の基準で、事業目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものである。

したがって、指定に当たっては上記の①～④の全てを満たす必要があり、例えば設備基準を満たしていても、人員基準を満たしていない場合には指定を受けることはできない。

なお、福祉用具貸与事業と介護予防福祉用具貸与事業が同一の事業所において、一体的に運営されている場合、「人員基準」「設備基準」に関しては、福祉用具貸与事業の基準を満たしていれば、介護予防福祉用具貸与事業の基準を満たしていると見なされる。

（1）人員基準

管理者	事業所ごとに１名以上（常勤） ※　管理者の勤務体制（例外） 当該事業所の管理上支障がない場合で次の場合は他の職務を兼ねることができる。 ①　当該事業所の従事者として職務に従事する場合 ②　特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等があり、当該他の事業所、施設等の管理者又は従事者としての職務に従事する場合
福祉用具専門相談員	常勤換算で２名以上 福祉用具専門相談員とは、 ①　介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士 ②　又は都道府県知事が指定した一定の基準の講習の課程を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者（指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認める場合） ③　訪問介護員養成研修１級または２級課程、介護職員基礎研修課程を修了した者などのことを言う。 ※　福祉用具専門相談員の員数 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売、指定特定介護予防福祉用具販売の各事業の指定を併せて受け、同一の事業所において一体的に運営する場合は、常勤換算方法で２以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、こ

	れらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。 （例：これら４つの指定を併せて受けている場合でこれらの運営が一体的になされている場合は、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で２人でもって足りる。）

※　「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、1の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

※　「常勤換算（方法）」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定にかかる事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。

※　「勤務延時間数」とは、勤務表上、当該事業にかかるサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。

なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

（2）設備基準

福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。（福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合を除く。）

設備名	内　容
福祉用具の保管のために必要な設備	①　清潔であること。 ②　既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。（保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいう。）
福祉用具の消毒のために必要な器材	当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するもの（その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒できるもの）であること。
事業の運営を行うために必要な広さの区画	利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
その他の設備及び備品等	指定福祉用具貸与に必要な設備及び備品等を確保する。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定福祉用具貸与の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。

（3）運営基準

①　利用者の希望・状況等に応じた適切な福祉用具の提供
②　福祉用具の説明、点検、調整、修理等
③　多くの福祉用具を取り扱うこと
④　適切な消毒、保管（委託可能）
⑤　提供するサービスの評価、改善
⑥　事故発生時における必要な措置
⑦　苦情に対する適切な対応
⑧　サービス提供拒否の禁止
⑨　運営規程の整備　等

2　介護報酬等

（1）福祉用具貸与費

福祉用具貸与に要する費用を１単位単価で除して算定

（2）搬入搬出費用の取扱い

①福祉用具貸与に要する費用に含まれ、個別には評価しない。

②特別な地域には、交通費加算あり

（3）利用者負担

通常の利用料(1割負担)以外に利用者から受けることができる費用の範囲は次のとおりである。

項　目	内　容
通常の事業実施地域外の交通費	通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用	福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

※　これらの費用については、あらかじめサービス提供内容とそれに係る費用について、利用者またはその家族に説明し、同意を得なければならない。

【介護報酬算定上の端数処理】

①　単位数算定

単位数算定の際の端数処理は、小数点以下の「四捨五入」とする。

(例)車いすのレンタル

月6,795円÷10円＝679.5単位→680単位

②　金額換算

(例)上記①の事例の場合

680単位×10円/単位=6,800円

3　契約書、重要事項説明書

県の「重要事項説明書及び契約書のガイドライン」に沿って介護保険サービスに関する重要事項説明書及び契約書を作成する。契約に際しては、事前に重要事項説明書を交付し、利用者及び家族に十分説明したうえで契約を締結する。特に、利用者が認知症高齢者であって、利用者に家族等がいない場合には、アドボカシー（権利の代弁・擁護・弁護）が確保されることを目的とした成年後見制度などの第三者の関与が活用できるようにする。

なお、重要事項説明書は、利用申込者が自らのニーズに合致した事業者を選択するに当たって、極めて重要な文書であることから、重要事項説明書はサービスの利用契約とは別の文書であり、①重要事項説明書をもって契約書に代えること、②契約書中に重要事項が記載されているとして重要事項説明書の交付をしないことは不適切である。

Ⅲ　Q&A

凡例　**「法」**

→　介護保険法

「施行令」

→　介護保険法施行令

「規則」

→　介護保険法施行規則

「基準」「予防基準」

→　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
（平成11年3月31日厚生省令第37号）
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35条）

「基準について」

→　指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
（平成11年9月17日老企第25号）

「額の算定基準」

→　指定居宅サービスに要する費用の額に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に要する基準
（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）

「額の算定基準留意事項」

→　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

「介護報酬等に係るＱ＆Ａ」

→　介護報酬等に係るＱ＆Ａ
(平成12年3月31日厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室・事務連絡及び平成12年4月28日・5月15日厚生省老人保健福祉局老人保健課：事務連絡)

「福祉用具貸与種目告示」

→　厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目
（平成11年3月31日厚生省告示第93号）

「福祉用具種目解釈通知」

→　介護保険の対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて
（平成12年1月31日老企第34号）

「消費税の取扱い」

→　介護保険における福祉用具の消費税の取扱いについて
（平成12年2月28日老振第14号）

「身体障害者用物品告示」

→　厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める告示
（平成３年６月７日厚生省告示第１３０号）

１　介護保険法上、福祉用具貸与とはどのように定義されているか？

居宅要介護者等について行われる福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めるものの貸与のことである。

ここでいう福祉用具とは、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具、及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものである。

介護保険対象となる福祉用具貸与の種目については、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」（平成１１年３月３１日厚生省告示第９３号）により定められている。

○法第8条第12項、第8条の2第12項

２　事業者は、どのような基準に従いサービスを提供する必要があるか？

事業者は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に従い、次に掲げる事項を行い、常にサービスを受ける者の立場に立って、サービスを提供するように努めなければならない。

① 要介護者等の心身の状況等に応じた適切なサービスの提供
② 提供するサービスの質の評価
③ その他の措置

○法第73条、第74条、第115条の3、第115条の4

３　指定の取消しについて、どのように定められているか？

１　指定居宅サービスの事業を行う者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定は受けられず、また、運営開始後、基準等に違反することが明らかになった場合には、県民局長の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合で、次のいずれかに該当する場合、県民局長は指定を取り消すことができる。

また、市町は、事業者が「基準」に従って適正な事業運営をすることができなくなったとき、又は介護報酬の請求に関し不正があったときは、県民局長に通知しなければならない。

① 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
② 申請者が、介護保険法他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令もしくは処分に違反したとき
③ 申請者が法人または法人でない病院等で役員・管理者のうちに前①②の他、過去に指定取消しを受け５年を経過していない者、指定取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日又はしないことを決定する日までの間に事業廃止の届出を行い、５年を経過しない者があるとき
④ 事業者が、従業者の知識、技能、人員について「基準」を満たすことができなくなった

とき

⑤　事業者が基準に従って、適正な事業の運営をすることができなくなったとき

⑥　事業者が、要介護者等のために遂行する職務において忠実義務に違反したと認められるとき

⑦　居宅介護サービス費の請求に関し、不正があったとき

⑧　事業者が、都道府県知事・市町村長から報告又は帳簿書類の提出もしくは提示を命じられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき

⑨　事業者が都道府県知事・市町村長から出頭を命じられてこれに応じず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、忌避したとき

⑩　事業者が不正の手段によって指定を受けたとき

⑪　事業者が介護保険法他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令もしくは処分に違反したとき

⑫　事業者が、居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき

⑬　事業者が法人または法人でない病院等である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力を停止しようとするとき前５年以内に居宅サービス等に関す不正又は著しく不当な行為をした者があるとき

２　特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応する。

○法第77条、第115条の8

○基準について第1-2、4

４　介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか？

既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与について保険給付を受けることは可能である。

○WAM-NET　介護保険Q&A

５　車いす付属品及び特殊寝台付属品は、福祉用具種目解釈通知に掲げられるものに限られるか？

福祉用具種目解釈通知に掲げられているものは、例示である。
両付属品ともに、本体の車いす及び特殊寝台の利用効果の増進に資するものであれば、指定福祉用具貸与として保険給付の対象とすることができる。

ただし、両付属品ともに、本体と一体的に使用されるものに限る。

※　新商品等が保険給付対象となるかどうかの判断は保険者である市町で行うため、対象となる

か不明である場合は必ず事前に確認を行うこと。

○福祉用具貸与種目告示
○福祉用具種目解釈通知

６　指定居宅サービス事業の一般原則とはどのようなものか？

①　利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
②　指定居宅サービスの事業の運営をするに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

○基準第3条、予防基準第3条

７　指定福祉用具貸与事業の基本方針とはどのようなものか？

要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

○基準第193条、予防基準第265条

８　管理者は他の事業との兼務は可能か？

①　事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者がいなくてはならない。
②　ただし、管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所内であれば他の職種と兼務することができる。
③　管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の管理者間の兼務は可能である。

○基準第195条、予防基準第267条

９　管理者にはどのような責務があるのか？

次のことを一元的に行う。
①事業所の従業者の管理　②利用の申込みに係る調整　③業務の実施状況の把握④その他の管理⑤従事者に各規定を遵守させるための必要な指揮命令

○基準第52条、予防基準第52条準用

○基準について第3-2-1-(3)準用

10　福祉用具専門相談員は、どのような者か？

保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、又は都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者若しくは訪問介護員養成研修１級又は２級課程、介護職員基礎研修課程を修了したと認められる者等をいう。

○施行令第3条の2

11　福祉用具専門相談員における都道府県知事が指定した講習会とはどのようなものか？

施行令第３条の２第１項第１０号のとおり、「福祉用具専門相談員指定講習会」の指定権者は都道府県知事となっている。兵庫県知事が指定する講習会は「兵庫県福祉用具専門相談員指定講習会指定要綱」で別途定められる。

○施行令第3条の2

12　領収証の交付について留意することは？

①　事業者は、福祉用具貸与、その他のサービスの提供に係る支払いを受ける際は、利用者に領収証を交付しなければならない。

②　領収証には、福祉用具貸与費に係るもの(1割の利用料)とその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

また、医療費控除の対象となる場合もあるため、医療費控除が受けられるよう領収証を作成する。

なお、口座引き落としを行っている場合であっても、領収証を発行する必要がある。

○法第41条第8項、第53条7項

○規則第65条

13　事業所は、サービス提供に際し、利用者にどのような説明を必要とするか？

利用申込者又はその家族等に対し、以下の重要事項を記したわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。

①　運営規程の概要
②　福祉用具専門相談員の勤務の体制
③　事故発生時の対応
④　苦情処理の体制

⑤　その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

なお、同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。

○基準第8条、予防基準第8条準用

○基準について第3-2-3-(1)準用

14　事業者は、サービス提供を拒否することができるか？

事業者は、正当な理由なく指定福祉用具貸与の提供を拒んではならない。事業者は、原則として、利用申込に対して応じなければならず、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできない。

参考

※　正当な理由とは…

①　事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合

②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合（遠隔地）

③　その他利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難な場合（倒産等）

○基準第9条、予防基準第9条準用

○基準について第3-2-3-(2)準用

15　サービス提供が困難な場合、事業者はどのような対応が必要か？

サービス提供が困難な時は、次の対応を速やかにする必要がある。

①　当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡

②　他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介

③　その他の必要な措置

○基準第10条、予防基準第10条準用

○基準について第3-2-3-(3)準用

16　利用者の受給資格の確認は、何のために行うのか？

保険給付を受けられるのは、要介護認定又は要支援認定を受けている被保険者に限られるものであり、また、被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し、当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、事業者はこれに配慮してサービスを提供するように努めなければならないため、サービス提供の開始に際し、次の内容を確認する必要がある。

①　被保険者資格

② 要介護認定等の有無
③ 要介護認定等の有効期間
④ その他保険証記載事項

○基準第11条、予防基準第11条準用
○基準について第3-2-3-(4)準用

17 利用申込者が要介護認定等を受けていない等の場合、事業者はどのような対応をする必要があるのか？

① 要介護認定等の申請に必要な援助

事業者は、要介護認定等の申請が行われていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(要介護認定等の申請がなされていれば、要介護認定等の効力は申請時に遡る)

② 要介護認定等の更新に必要な援助

居宅介護支援が利用者に対して行われていない場合で必要と認めるときは、要介護認定等の有効期間が終了する遅くとも30日前には要介護認定等の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

○基準第12条、予防基準第12条準用
○基準について第3-2-3-(5)準用

18 事業者は、利用者の心身等の状況をどのように把握するのか？

事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

参考

○ サービス担当者会議(居宅介護支援基準第13条９号)とは…
介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議

○基準第13条、予防基準第13条準用

19 居宅介護支援事業者等との連携はなぜ必要なのか？

介護保険サービスの提供は、居宅介護支援事業者に所属する介護支援専門員が利用者の意見を踏まえて作成する居宅サービス計画に沿って行われる。状態の変化に即応した計画の変更等の柔軟なサービス提供には、相互の情報交換が必要であり、そのためには居宅介護支援事業者との連携が求められる。

○基準第14条・第16条・第17条、予防基準第14条・16条・17条準用

20　居宅サービス計画について、どのように取り扱う必要があるのか？

事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しなければならない。

参考

○　居宅サービス計画(法第7条第18項)とは？

介護保険制度において、居宅介護支援事業者が介護支援サービスの過程で作成する要介護者等の在宅生活を支援するための介護サービス計画

○基準第16条、予防基準第16条準用

21　利用者が居宅サービス計画等の変更を希望する場合どのような援助が必要か？

事業者は、指定福祉用具貸与を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定福祉用具貸与が居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、次に掲げる援助を行わなければならない。

①　居宅介護支援事業者への連絡

②　サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明

③　その他の必要な援助

○基準第17条、予防基準第17条準用

22　身分を証する書類の携行について、どのように定められているか？

利用者が安心して指定福祉用具貸与の提供を受けられるためにも、事業者は、従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときには、これを提示する必要がある。

この証書等には、次の内容を記載することが望ましい。

①　当該指定福祉用具貸与事業所の名称

②　当該従業者の氏名

③　当該従業者の写真の貼付や職能

○基準第18条、予防基準第18条準用

23　サービス提供の記録の整備はどのように行うのか？

利用者及び事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、事業者は福祉用具貸与を提供した際には、次の事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。

また、事業者は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

① サービス提供の開始日及び終了日
② 種目及び品名
③ 保険給付の額
④ その他必要な事項

〇基準第19条、予防基準第19条準用

24　利用者が負担する利用料等の受領について、どのように定められているか？

事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護（介護予防）サービス費用基準額の１割の支払いを受けるものとする。（法第５０条もしくは第６９条第３項の規定の適用により保険給付の率が９割でない場合については、それに応じた割合の支払い）

〇基準第197条第1項、予防基準第269条準用
〇基準について第3-2-3-(10)準用

25　前払いによる利用料の受領について、どのように定められているか？

指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収することも可能とするが、この場合であっても、要介護者等の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収してはならない。

〇基準について第3-11-3-(1)

26　介護報酬の利用料（自己負担分）について、10円又は100円単位で指定居宅サービス事業者が利用者に請求することは可能か？

利用料（自己負担分）として計算される額について１円又は10円単位で四捨五入又は切り捨て等の端数処理を行った額を利用者に請求するような取扱いはできない。

27　通常の利用者負担以外に利用者から受領できる費用について、どのように定められているか？

①　通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
②　福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合に要する費用

これらの費用を徴収することを運営規程に定めておく必要がある。

また、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

〇基準第197条第3項・第4項、予防基準第269条第3項・第4項
〇基準について第3-2-3-(10)-③、④準用

28　指定福祉用具貸与の提供を中止できる場合は、どのような場合か？

あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

〇基準第197条第5項、予防基準第269条第5項
〇基準について　第3-11-3-(1)

29　指定福祉用具貸与の基本取扱方針についてどのように定められているのか？

①　利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行われなければならない。
②　指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。
③　指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

〇基準第198条、予防基準第277条
〇基準について第3-11-3-(2)

30　専門相談員の行う福祉用具貸与の具体的取扱い方針は、どのように定められているか？

①　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

② 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

③ 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書（製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書）を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。

④ 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。

〇基準第199条、予防基準第278条

〇基準について第3-11-3-(3)

31 利用者に関する市町への通知は、どのような場合に行うのか？

指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知しなければならない。

① 正当な理由なしに指定福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

市町は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態等又はその原因となった事故を生じさせるなどした者について、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができる。よって、事業者はその利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町に通知しなければならない。

〇基準第26条、予防基準第23条準用

〇基準について第3-2-3-(14)準用

32 運営規程とは？

事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次の重要事項について、「運営規程」で定めておかなければならない。

① 事業の目的及び運営の方針

② 従業者の職種、員数及び職務の内容

③ 営業日及び営業時間

④ 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

⑤　通常の事業の実施地域
⑥　その他運営に関する重要事項（標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法等）
〇基準第200条、予防基準第270条
〇基準について第3-11-3-(4)

33　運営規程における「指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額」について、どのように定めればいいか？

「指定福祉用具貸与の提供方法」とは
福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等
「利用料」とは
法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る利用料（１割負担)、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料
「その他の費用の額」とは
①　通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
②　福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合に要する費用
③　必要に応じてその他のサービスに係る費用の額、
ただし、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式（利用期間に歴月による１月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しない。
〇基準第200条、予防基準第270条
〇基準について第3-11-3-(4)

34　勤務体制の確保については、どのように定められているか？

利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、職員の勤務体制について、次の点に留意する必要がある。
①　利用者に対して適切な指定福祉用具貸与を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定める。
ア　事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成
イ　従業者については、専門相談員の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、等を勤務表上、明確にする。
②　事業者は、事業所ごとに、その従業者によって指定福祉用具貸与を提供する。
（福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる専門相談員が行うべきであるが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められる。）
〇基準第101条、予防基準第102条準用

○基準について第3-6-3-(5)

35　適切な研修の機会の確保について、どのように定められているか？

指定福祉用具貸与事業者は、専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者等の要望は多様であるため、専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定福祉用具貸与事業者は、専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならない。

○基準第201条、予防基準第271条

○基準について第3-11-3-(5)

36　指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種目について、どのように定められているか？

指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

○基準第202条、予防基準第272条

37　衛生管理等について、どのように定められているか？

① 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

② 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

③ 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

④ 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

○基準第203条、予防基準第273条

38　衛生管理等に係る標準作業書について、どのように定められているのか？

事業者は、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。

〇基準について第3-11-3-(6)

39　福祉用具の保管又は消毒を他事業者への委託等により実施する場合の留意点は？

事業者は、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所に当該保管又は消毒の業務を行わせる場合にあっては、業務規程等）において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。

イ　当該委託等の範囲

ロ　当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件

ハ　受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という）が基準第１３章第４節の運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨

ニ　指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し文書による指示を行うことができる旨

ホ　指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう二の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨

ヘ　受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在

ト　その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項

ハ及びホの確認の結果の記録を作成し、保存しなければならない。

〇基準第203条、予防基準第273条

〇基準について第第3-11-3-(6)

40　事業所における重要事項の掲示について、どのように定められているか？

事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

〇基準第204条、予防基準第274条

41　事業所における目録の備え付けについて、どのように定められているか？

事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

〇基準第204条、予防基準第274条

42　基準上、記録の整備についてはどのように定められているか？

① 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

② 事業者は、利用者への指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる諸記録を整備し、少なくとも、その完結の日から2年間保存しなければならない。

なお、基準上は、諸記録を少なくとも２年間保存する義務があるが、利用者や保険者からの照会等に対応するため、介護報酬に係る記録も含め**最低５年間は保存する必要がある**。

ア　基準第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

イ　基準第203条第４項に規定する確認結果等の記録

ウ　基準第26条に規定する市町村への通知に係る記録

エ　基準第36条第２項に規定する苦情の内容等の記録

オ　基準第37条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

〇基準第204条の2、予防基準第275条

43　秘密の保持とは？

① 従業者は、業務上知り得た利用者やその家族の秘密を漏らしてはならない。

② 事業者は、過去に従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後も秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、違約金について定めを置くなどの措置を講ずべきである。

③ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書で得ておかなければならない。この同意はサービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。

〇基準第33条、予防基準第31条準用

〇基準について第3-2-3-(21)準用

44　苦情への対応は？

項　目	内　容
窓口を設置する等の必要な措置	提供した指定福祉用具貸与に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。 ※　「必要な措置」とは… 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示する等である。
記録とサービスの質の向上	利用者及びその家族からの苦情に対し、指定福祉用具貸与事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録する。 また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行う。
市町の指導・助言等	提供した指定福祉用具貸与に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
市町への報告	市町からの求めがあった場合には改善の内容を市町に報告する。
国保連の指導・助言等	利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第１項第２号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
国保連への報告	国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

○基準第36条、予防基準第34条準用

○基準について第3-2-3-(23)準用

45　事故発生時、どのような対応をする必要があるのか？

①　事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
②　事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。
③　事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
**　このほか、以下の点に留意する必要がある。**
④　利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定福祉用具貸与事業者が定めておくことが望ましい。
⑤　事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、または賠償資力を有することが望ましい。
⑥　事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。
〇基準第37条、予防基準第35条準用
〇基準について第3-2-3-(24)準用

46　会計の区分についての規定は？

**　事業者は、**
①　指定福祉用具貸与事業所ごとに経理を区分しなければならない。
②　指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。
〇基準第38条準用、予防基準第36条
〇基準について第3-2-3-(25)準用

47　搬出入に要する費用について、どのように定められているか？

**　搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の業務の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員１名の往復の交通費を合算したものをいう。）に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。**
〇額の算定基準

48　利用者が認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護を受けている場合は、福祉用具貸与費は、算定できるか？

算定できない。
（　認知症対応型共同生活介護や特定施設入居者生活介護においては、通常の介護報酬において、福祉用具貸与に係る介護報酬は含まれていると考えられるため　）

〇額の算定基準

49　福祉用具貸与費は、短期入所生活介護を受けている利用者であっても算定できるか？

基本的には、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護と同様、短期入所施設の福祉用具を使用すべきであるが、短期入所生活介護が一時的な利用を想定しており、居宅にいる時に貸与を受けていた車いす等の福祉用具を継続して使いたいという利用者の希望がある場合等は、算定は可能である。

〇額の算定基準

50　月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法は、どうすればよいか？

福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、歴月単位の実勢価格としている。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び当該中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者による給付管理が適切になされるよう、その算定方法を運営規程に記載する必要がある。

なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。

具体例

（1）福祉用具貸与の開始月と中止月が同一月の場合

（例1）6月5日から6月25日まで福祉用具の貸与を行った場合

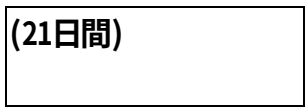

原則は日割り計算であるが、やむを得ない場合は、指定事業者と利用者間の契約等に基づき、半月分又は1月分の介護報酬の請求が可能である。

（2）福祉用具貸与の開始月と中止月が異なる月の場合

（例2）6月20日から9月25日まで福祉用具の貸与を行った場合

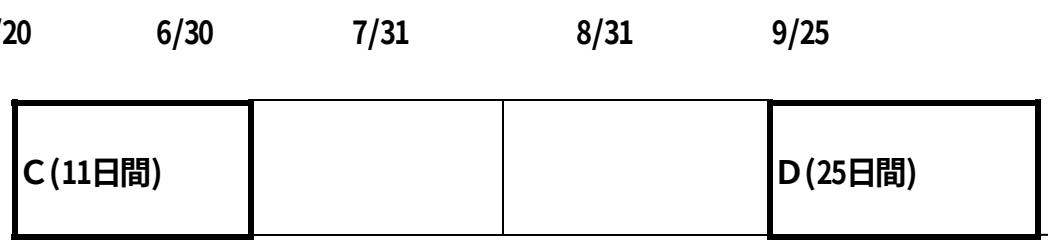

6月及び9月の貸与期間は1月に満たないため、それぞれの月について、日割り計算を行う。

ただし、当分の間は、半月単位の計算を行うことも差し支えない。指定事業者と利用者間の契約等に基づき、例えば、Cは半月分、Dは1月分の介護報酬を請求することも可能である。

○「介護報酬に係るQ&Aについて」

（平成15年6月30日　厚生労働省老健局老人保健課　事務連絡）

51　福祉用具貸与の利用料には、搬出入費用を含めることになるが、6ヶ月の貸与期間で、搬出入費用を1月目にまとめ、あとの5ヶ月については、平準化した料金を設定することは可能か？

搬出入費の考え方については、レンタル価格に包括して平準化することとしている。開始月に搬出入費をまとめることは、平準化しているといえないのでできない。

○介護報酬に係るQ&A

52　同一品目の福祉用具を複数レンタルすることは可能か？

屋内用と屋外用の２台の車いすをレンタルする場合等必要性が認められる場合は可能である。

〇介護報酬に係るＱ＆Ａ

53　介護保険の施設に入所している要介護者に対して、福祉用具貸与のサービスを提供し、介護報酬を算定することは可能か？

算定することはできない。

〇介護報酬に係るＱ＆Ａ

54　介護保険の指定を受けていない医療機関に入院している被保険者に対し、福祉用具貸与のサービスを提供し、介護報酬を算定することは可能か？

この場合の福祉用具については、医療機関において提供されるものであり、算定することはできない。

〇介護報酬に係るＱ＆Ａ

55　宅地の関係でスロープが設置できない場合、スロープにかえて使用する昇降機等は給付対象となるか？

昇降機は、福祉用具貸与の対象とはならない。

〇介護報酬に係るＱ＆Ａ

56　指定申請時に提出した運営規程等に記載した料金と異なる料金でサービスを提供することは可能か？

利用料については、運営規程に定めることになっている。運営規程に定めた料金と異なる料金でサービス提供をすることはできない。

利用料を変更する場合、運営規程を変更することになるので、県民局への変更の届出が必要である。

57　利用者負担の１割分を事業者が負担するという契約を結ぶことは可能か？

介護保険制度の趣旨に反するので、このような契約を結ぶことはできない。

58　福祉用具の継続貸与について、毎月、サービス提供票は必要か？

事業者は、居宅介護支援事業者が作成するサービス提供票に基づき、利用者に対してサービスを提供するものであり、当然、毎月サービス提供票は必要である。

59　福祉用具を貸与した場合、消費税の取扱いはどうなっているのか？

①　非課税扱いとなる福祉用具について

介護保険給付対象となる福祉用具のうち、「厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める告示」（平成３年６月７日厚生省告示第130号）に該当する福祉用具については、消費税が非課税となる。

種　　目	課 税 状 況
車いす（注１） 特殊寝台（注２） 体位変換器 歩行器（注３） 歩行補助つえ 移動用リフト（釣り具の部分を除く）（注４）	非 課 税
車いす付属品（注５） 特殊寝台付属品（マットレスを除く）（注５） 特殊寝台付属品のマットレス 床ずれ予防用具 手すり スロープ 認知症老人徘徊感知器	課 税

※注1　シャワーチェアー等屋内用のキャスター付きのいすは該当しない。

※注２　次の要件をすべて満たすものが非課税扱いとなる。

・本体の側板の外縁と側板の外縁との幅が１００ｃｍ以下のもの。

・キャスターを装着していないもの

※注３　平成１３年１月１日以降の取扱いについては、別記の条件を満たすものが非課税扱いとなる。

※注４　次の要件を満たすものが非課税扱いとなる。

・寝台、浴槽、自動車または車いす等の機器間において、身体が一方の機器から他方の機器へ移動することを補助する機能を有するもの。

※注５　付属品については、一体的に貸与されるものについては非課税。

（特殊寝台のマットレスは除く。）

② 搬入搬出費の取扱いについて

介護保険の福祉用具貸与では、福祉用具の搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用（貸与価格）に含まれることとされていることから、貸与する福祉用具が身体障害者用物品に該当するときは、貸与価格全体が非課税となる。

なお、福祉用具貸与の特別地域加算については、貸与価格とは別に交通費の実費を評価するものであり、搬出入という個別のサービスであることから、身体障害者用物品に該当する福祉用具に係るものであっても非課税とならない。

③ 保険給付の範囲について

介護保険の給付対象となる居宅サービス等については、原則として、その要する費用の９割が給付されることとなっており、身体障害者用物品に該当しない福祉用具貸与及び特別地域加算（搬出入費）については、消費税相当分を含めた費用の総額が保険給付の対象となる。したがって、指定福祉用具貸与事業者等は、利用者（購入者）に対して、消費税相当額を含んだ利用料等の総額を表示する必要がある。

○消費税法第６条

○消費税法施行令第14条の４

○消費税の取扱い

○身体障害者用物品告示

60　福祉用具貸与費の算定については、認定調査の直近の結果を用い、その要否を判断することとされているが、認定調査結果にかかわらず、サービス担当者会議等の結果を踏まえ、ケアマネ（地域包括支援センター）及び保険者が必要と認めた場合には、支給することは可能か？

福祉用具貸与費の算定における状態像については、介護給付費分科会において、要介護認定の認定調査における基本調査の結果を活用して客観的に判定することが求められており、認められない。

なお、車いす、移動用リフトの一部（段差解消機）では、該当する基本調査結果がないため、サービス担当者会議等の結果で判断する。

○平成18年3月27日事務連絡「平成18年4月改定関係Q&A（Vol.2）の送付について」を本県において編集

61　利用者が、あきらかに直近の認定調査時点から状態が悪化しているような場合には、ケアマネ（地域包括支援センター）及び保険者が必要と認めた場合には、支給することが可能か？

直近の認定調査時点から著しく状態が悪化しており、長期的に固定化することが見込まれる場合は、要介護度自体にも影響があることが想定されることから、要介護度の区分変更申請が必要と思われる。

○平成18年3月27日事務連絡「平成18年4月改定関係Q&A（Vol.2）の送付について」を本県において編集

62　福祉用具貸与にあたって、利用者の状態像によって制限等はないのか。

要介護１、要支援１・２又は経過的要介護の状態の者（以下、「軽度者」という）に対しては、その状態像からみて利用が想定し難い下記の品目（「対象外種目」という）については、原則、福祉用具貸与の対象としていない。

１　車いす
２　車いす付属品
３　特殊寝台
４　特殊寝台付属品
５　床ずれ防止用具
６　体位変換器
７　認知症老人徘徊感知機器
８　移動用リフト

ただし、一定の状態像に該当する者については、福祉用具貸与の対象となる場合があり、具体的な判断基準は、Ｐ７５～７７の表のとおりとする。

なお、Ｐ７５～７７の表のとおり、サービス担当者会議で貸与の適否を判断するのは車いす及び移動用リフト（のうち、段差解消機）に限られ、その他の対象外種目については、要介護認定の基本調査において判定される。

○　平成18年8月14日厚生労働省老健局振興課事務連絡「福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について」

63　移動用リフトの中で、サービス担当者会議で利用の可否を判定することが想定されている具体的な品目は何か。

段差解消を行う趣旨であるため、具体的には段差解消機を想定している。

○　平成18年8月14日厚生労働省老健局振興課事務連絡「福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について」

64　軽度者で、福祉用具貸与費または、介護予防福祉用具貸与費の算定を受けることができない車いす、特殊寝台などの対象外種目の貸与の希望がある場合、介護保険法上の福祉用具貸与事業者または介護予防福祉用具貸与事業者が利用者の自費により、貸与（または販売）契約を行うことは可能か。

可能である。

ただし、指定福祉用具貸与事業者が保険給付の対象外となった利用者の選択により当該利用者が費用を支払うことによる福祉用具貸与の契約を行う場合、当該契約に基づくサービス提供は、指定福祉用具貸与自体ではないものの、介護保険法に基づく指定事業者であることにかんがみ、サービス内容や価格に関する利用者への説明、衛生管理や安全性の確保等に配慮すること。

また、利用者の希望に応じて、従前、福祉用具貸与の対象とされていた福祉用具をあらためて当該利用者に販売する際には、不当な価格とならないよう配慮するとともに、福祉用具としての衛生面や安全性の確保等に留意するほか、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づきＰＳＥマークを付す等必要な措置を講ずること。

なお、指定福祉用具貸与事業者が、保険給付の対象となる指定福祉用具貸与と保険給付の対象外の福祉用具貸与サービスの双方を行う場合について、サービス内容の相違等によって両者の価格が異なることは、通常問題とはならない。

○　平成18年8月14日厚生労働省老健局振興課事務連絡「福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について」

Ⅳ　居宅サービスの指定基準・総則(基準省令・総則)

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１１年3月３１日厚生省令第３７号）	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成１１年９月１７日老企第２５号）
第一章　総則 第一条 　指定居宅サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第七十四条第一項の基準及び員数並びに同条第二項の指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第四十二条第一項第二号の基準該当居宅サービスの事業が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。	第１　基準の性格 １　基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。 ２　指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき　基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受 けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、 相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、相当の期間内　に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧 告に対する対応等を公表し、正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を 採るよう命令することができるものであること。また、の命令をした場合には事業者名､命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力 を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。 　次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき 　利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき 　その他及びに準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき ３　運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その 改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとすること。 ４　特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応するべきであること。

第二条 　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　居宅サービス事業者　法第八条第一項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。 二　指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスそれぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。 三　利用料　法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。 四　居宅介護サービス費用基準額　法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。 五　法定代理受領サービス　法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。 六　基準該当居宅サービス　法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。 七　常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。	第 2　総論 1　事業者指定の単位について 　事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。 　利用申込に係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 　職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。 　苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 　事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規定が定められること。 　人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。 2　用語の定義 　基準第 2 条において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。 (1)「常勤換算方法」 　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。 (2)「勤務延時間数」 　勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者 1 人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。 (3)「常勤」 　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常

	勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 (4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従事者の当該事業所における勤務時間「指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、通所介護及び通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。 (5) 「前年度の平均値」 基準第 121 条第 4 項（指定短期入所生活介護に係る生活相談員、介護職員又は看護職員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法、）第 142 条第 3 項（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であって介護療養型医療施設でない指定短期入所療養介護事業所における看護職員又は介護職員の員数を算定する場合の入院患者の数の算定方法）及び第 175 条第 3 項（指定特定施設における生活相談員、看護職員若しくは介護職員の人員並びに計画作成担当者の人員の標準を算定する場合の利用者の数の算定方法）における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第 2 位以下を切り上げるものとする。 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設においては、新設又は増床分のベッドに関しては、前年度において 1 年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数等は、新設又は増床の時点から 6 月未満の間は、便宜上、ベッド数の 90%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から 6 月以上 1 年未満の間は、直近の 6 月における全利用者等の延数を 6 月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から 1 年以上経過している場合は、直近 1 年間における全利用者等の延数を 1 年間の日数で除して得た数とする。また、減床の場合には、減床後の実績が 3 月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とする。ただし、短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護については、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。
第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを	3 指定居宅サービスと指定介護予防サービス等の一体的運営等について 指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスに該当する各事業を行う者が、指定介護予防サービス又は基準該当介護予防サービスに該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの各事業と指定介護予防サービス又は基準該当介護予防サービスの各事業とが同じ事業所内で一体的

提供する者との連携に努めなければならない。	に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができる等の取扱いを行うことができるとされたが、その意義は次のとおりである。 　例えば、訪問介護においては、指定居宅サービスにおいても、指定介護予防サービスにおいても、訪問介護員等を常勤換算方法で 2.5 人以上配置しなければならないとされているが、同じ事業所で一体的に運営している場合には、合わせて常勤換算方法で 5 人以上を置かなければならないという趣旨ではなく、常勤換算方法で 2.5 人以上配置していることで、指定居宅サービスに該当する訪問介護も、指定介護予防サービスに該当する訪問介護も、双方の基準を満たすこととするという趣旨である。また、通所介護において、例えば、要介護の利用者が 16 人、要支援の利用者が 4 人である場合、それぞれが独立して基準を満たすためには、指定通所介護事業所にあっては、生活相談員 1 人、看護職員 1 人、介護職員 2 人を配置することが必要となり、指定介護予防通所介護事業所にあっては、生活相談員 1 人、介護職員 1 人を配置するこが必要となるが、一体的に事業を行っている場合については、それぞれの事業所において、要介護の利用者と要支援の利用者とを合算し、利用者を 20 人とした上で、生活相談員 1 人、看護職員 1 人、介護職員 2 人を配置することによって、双方の基準を満たすこととするという趣旨である。（機能訓練指導員については、いずれかの職種の者が兼務することとした場合。） 　設備、備品についても同様であり、例えば、定員 30 人指定通所介護事業所においては、機能訓練室の広さは 30 人×3＝90 を確保する必要があるが、この 30 人に介護予防通所介護事業所の利用者も含めて通算することにより、要介護者 15 人、要支援者 15 人であっても、あるいは要介護者 20 人､要支援者 10 人の場合であっても、合計で 90 が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。 　要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合にあっては、例えば、従前から、指定居宅サービス事業を行っている者が、従来通りの体制を確保していれば、指定介護予防サービスの基準も同時に満たしていると見なすことができるという趣旨である。 　なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。

Ⅴ　介護予防サービスの指定基準・総則(基準省令・総則)

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号)	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）
第一章　総則 (趣旨) 第一条 　指定介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十五条の四第一項の基準及び員数、同条第二項の指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第五十四条第一項第二号の基準該当介護予防サービスの事業が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。 (定義) 第二条 　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　介護予防サービス事業者 　法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。 二　指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス 　それぞれ法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。 三　利用料 　法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。 四　介護予防サービス費用基準額 　法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。 五　法定代理受領サービス 　法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。 六　基準該当介護予防サービス 　法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。 七　常勤換算方法 　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 (指定介護予防サービスの事業の一般原則) 第三条 　指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の介護	第 4　介護予防サービス 一　　介護予防サービスに関する基準について 　介護予防サービスに関する基準については「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」において定められているところであるが、このうち、三に記載する「介護予防のための効果的な支援のための基準」については、指定介護予防サービスの提供に当たっての基本的な指針となるべきものであり、今般の制度改正に基づく介護予防サービスの創設に伴い、新たに制定された基準である。今後の介護予防サービスの運営に当たっては、当該基準に従った適正な運営を図られたい。 　なお、人員、設備及び運営に関する基準については、二に記載する事項を除き、その取扱いについては、基本的には、第 3 に記載した介護サービスに係る取扱いと同様であるので、第 3 の該当部分を参照されたい。

予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	

Ⅵ　指定福祉用具貸与事業の基準

「指定居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省第 37 号）	「指定居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）
第十三章　福祉用具貸与 第一節　基本方針 (基本方針) 第百九十三条 　指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第八条第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。	第３　介護サービス 十一　福祉用具貸与
第二節　人員に関する基準 (福祉用具専門相談員の員数) 第百九十四条 　指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(令第三条の二第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。 ２　指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 一　指定介護予防福祉用具貸与事業者(指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。)　指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項 二　指定特定介護予防福祉用具販売事業者(指定介護予防サービス等基準第二百八十二条第一項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。)　指定介護予防サービス等基準第二百八十二条第一項 三　指定特定福祉用具販売事業者　第二百八条第一項	1　　人員に関する基準 (1)　福祉用具専門相談員に関する事項(居宅基準第 194 条第 1 項) (福祉用具専門相談員通知) 　福祉用具専門相談員の範囲については、政令第 3 条の 2 第 1 項において定めているところであるが、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該福祉用具貸与に従事させることとなる者が政令第 3 条の 2 第 1 項各号に規定する者であるかを確認する必要がある。 　また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成 18 年政令第 154 号)附則第 18 条第 2 項各号に規定する「都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として都道府県知事が公示するものの課程」に該当するかどうかについて疑義があるときは、当該指定の申請をするに当たって、その旨を都道府県知事に申し出るものとする。 　指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で 2 以上とされているが、当該指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で 2 以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定介護予防福祉用具販売の 4 つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で 2 人でもって足りるものである。
(管理者) 第百九十五条	(2) 管理者(居宅基準第 195 条)

指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	訪問介護の場合と同趣旨であるため、第 3 の 1 の(3)を参照されたい。
第三節　設備に関する基準	2 設備に関する基準
(設備及び備品等) 第百九十六条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第二百三条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。 2　前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。 一　福祉用具の保管のために必要な設備 イ　清潔であること。 ロ　既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 二　福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。 3　指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス等基準第二百六十五条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百六十八条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	(1) 居宅基準第 196 条第 1 項に規定する必要な広さの区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。 (2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定福祉用具貸与の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。 (3) 同条第 2 項第 1 号ロは、既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいうものである。 (4) 同条第 2 項第 2 号に定める福祉用具の消毒のために必要な器材とは、居宅基準第 203 条第 2 項の規定による消毒の方法により消毒を行うために必要な器材をいう。
第四節　運営に関する基準	3 運営に関する基準
(利用料等の受領) 第百九十七条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2　指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　指定福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一　通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 二　福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 4　指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はそ	(1) 利用料等の受領 居宅基準第 197 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項は、指定訪問介護に係る居宅基準第 20 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項と同趣旨であるため、第 3 の 3 の(10)の、及びを参照されたい。なお、指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収することも可能とするが、この場合であっても、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収してはならない。 居宅基準第 197 条第 3 項は、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に関し、 イ 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 ロ 福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 については、前 2 項の利用料のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象と

の家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 5　指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。	なっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。 居宅基準第 197 条第 5 項は、利用者がその負担すべき利用料を支払わずに、福祉用具を使用し続ける事態を防止するため、そのような場合には指定福祉用具貸与事業者が福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止できる旨を定めたものである。
(指定福祉用具貸与の基本取扱方針) 第百九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行わなければならない。 2　指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。 3　指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	(2) 指定福祉用具貸与の基本取扱方針 居宅基準第 198 条第 2 項は、指定福祉用具貸与においては、福祉用具が様々な利用者に利用されることから、その衛生と安全性に十分留意することとしたものである。
(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針) 第百九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。 二　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。 三　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。 四　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。 五　居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、少なくとも六月に一回その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。	(3) 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針 居宅基準第 199 条は、指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。なお、第 4 号の福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。 第 1 項第 3 号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。 第 5 号は、居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。 また、少なくとも 6 月に 1 回、介護支援専門員は、同様の手続きにより、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。
(運営規程) 第二百条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を	(4) 運営規程 居宅基準第 200 条は、指定福祉用具貸与の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、同条第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定福祉用具

定めておかなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務内容 三　営業日及び営業時間 四　指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 五　通常の事業の実施地域 六　その他運営に関する重要事項	貸与事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額(第 4 号) 「指定福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る利用料(1 割負担) 、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅基準第 197 条第 3 項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであるが、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式(利用期間に歴月による 1 月に満たない端数がある場合の算定方法等)及び目録(居宅基準第 204 条第 2 項に規定する目録をいう。) に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規定には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。 その他運営に関する重要事項(第 6 号) (6)の標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定すること。
(適切な研修の機会の確保) 第二百一条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。	(5) 適切な研修の機会の確保(居宅基準第 201 号) 福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものである。
(福祉用具の取扱種目) 第二百二条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。	
(衛生管理等) 第二百三条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 2　指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。 3　指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。 4　指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。	(6) 衛生管理等(居宅基準第 203 号) 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。 第 3 項の規定により、福祉用具の保管又は消毒の業務の全部又は一部を他の事業者(当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所及び指定福祉用具貸与事業者に福祉用具を貸与する事業者を含む。以下「受託者等」という。) に行わせる指定福祉用具貸与事業者(以下この項において「指定事業者」という。)は、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約(当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所に当該保管又は消毒の業務を行わせる場合にあっては、業務規程等)において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。 イ 当該委託等の範囲 ロ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき

5　指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	条件 ハ 受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という)が居宅基準第 13 章第 4 節の運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨 ニ 指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨 ホ 指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨 ヘ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ト その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項 指定事業者はのハ及びホの確認の結果の記録を作成しなければならない。 指定事業者が行うのニの指示は、文書により行わなければならない。 指定福祉用具貸与事業者は、居宅基準第 204 条の 2 第 2 項の規定に基づき、のハ及びホの確認の結果の記録を 2 年間保存しなければならない。
(掲示及び目録の備え付け) 第二百四条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2　指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。	
(記録の整備) 第二百四条の二 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2　指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 二　第二百三条第四項に規定する結果等の記録 三　次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録 四　次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五　次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(7) 記録の整備 居宅基準第 204 条の 2 により、整備すべき記録は以下のとおりであること。 イ　提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録 ロ　3 の(6)のの確認の結果の記録及びの指示の文書 ハ　準用される居宅基準第 26 条に係る市町村への通知に係る記録 ニ　準用される居宅基準第 36 条第 2 項に係る苦情の内容等の記録 ホ　準用される居宅基準第 37 条第 2 項に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用) 第二百五条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十八条まで、第五十二条並びに第百一条第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下	(8) 準用 居宅基準第 205 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 33 条から第 38 条まで、第 52 条並びに第 101 条第 1 項及び第 2 項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用されるため、第 3 の 3 の(1)から(9)まで、(11)、(14)及び(20)から(25)まで、第 4 の 3 の(4)並びに第 8 の 3 の(5)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。

同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十一条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。	居宅基準第 10 条中「以下同じ。) 」とあるのは「以下同じ。) 、取り扱う福祉用具の種目」と、第 14 条第 2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第 18 条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 19 条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第 21 条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第 101 条第 2 項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えられるものであること。 準用される居宅基準第 101 条第 1 項及び第 2 項については、次の点に留意すること。 イ 指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。 ロ 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきであるが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第 3 者に行わせることが認められるものとしたものであること。なお、保管又は消毒を第 3 者に委託等する場合は、居宅基準第 203 条第 3 項の規定に留意すること。
第五節　基準該当居宅サービスに関する基準	4　　基準該当福祉用具貸与に関する基準
(福祉用具専門相談員の員数) 第二百五条の二 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下「基準該当福祉用具貸与」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。 2　基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス等基準第二百七十九条第一項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	(1) 福祉用具専門相談員に関する事項(居宅基準第 205 条の 2) 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準該当介護予防福祉用具貸与事業所で福祉用具専門相談員の員数を満たすことをもって、基準該当福祉用具貸与事業所での員数を満たしているものとみなすことができる。
(準用) 第二百六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七条、第三十八条、第五十二条、第百一条第一項及び第二項、第百九十三条、第百九十五条、第百九十六条並びに第四節(第百九十七条第一項及び第二百五条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とある	(2) 準用 居宅基準第 206 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 33 条から第 35 条まで、第 36 条(第 5 項及び第 6 項を除く。)、第 37 条、第 38 条、第 52 条、第 101 条第 1 項及び第 2 項、第 193 条、第 195 条、第 196 条並びに第 4 節(第 197 条第 1 項及び第 205 条を除く。) の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用されるものであるため、第 3 の 3 の(1)から(5)まで、(7)から(9)まで(11)(14)及び(20)から(25)まで、第 4 の 3 の(4)、第 8 の 3 の(5)並びに第 14 の 1(1)のを除く。)から 3 までを参照されたい。なお、この場合において、準用される居宅基準第 197 条第 2 項の規定は、基準該当福祉用具貸与事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額(100 分の 90 を乗ずる前の額)との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的

のは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第百九十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による福祉用具貸与が複数の市町村において基準該当福祉用具貸与と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。
【(準用）第二百五条の関連部分抜粋】	【(7)準用の関連部分抜粋】
第二章　訪問介護	二　訪問介護
第四節　運営に関する基準	3 運営に関する基準
(内容及び手続の説明及び同意) 第八条 　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十九条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 ２　指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ　指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ　指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ３　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 ４　第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 ５　指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電	(1) 内容及び手続の説明及び同意 　居宅基準第８条は、指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問介護事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定訪問介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

磁的方法による承諾を得なければならない。 一　第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの 二　ファイルへの記録の方式 6　前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	
(提供拒否の禁止) 第九条 　指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。	(2) 提供拒否の禁止 　居宅基準第 9 条は、指定訪問介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難な場合である。
(サービス提供困難時の対応) 第十条 　指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	(3) サービス提供困難時の対応 　指定訪問介護事業者は、居宅基準第 9 条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅基準第 10 条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。
(受給資格等の確認) 第十一条 　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 2　指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。	(4) 受給資格等の確認 　居宅基準第 11 条第 1 項は、指定訪問介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要支援認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。 　同条第 2 項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定訪問介護事業者は、これに配慮して指定訪問介護を提供するように努めるべきことを規定したものである。
(要介護認定の申請に係る援助) 第十二条 　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2　指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認	(5) 要介護認定の申請に係る援助 　居宅基準準第 12 条第 1 項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定訪問介護の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。 　同条第 2 項は、要介護認定の有効期間が原則として 6

定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。	箇月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から 30 日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
(心身の状況等の把握) 第十三条 　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	
(居宅介護支援事業者等との連携) 第十四条 　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 2　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	
(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) 第十六条 　指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画(施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。	
(居宅サービス計画等の変更の援助) 第十七条 　指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。	(7) 居宅サービス計画等の変更の援助 　居宅基準第 17 条は、指定訪問介護を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定訪問介護が居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定訪問介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。)は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
(身分を証する書類の携行) 第十八条 　指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	(8) 身分を証する書類の携行 　居宅基準第 18 条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう、指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨

	を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名を記載するものとし、当該訪問介護員等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。
(サービスの提供の記録) 第十九条 　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 2　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	(9) サービスの提供の記録 　居宅基準第 19 条は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日、内容（例えば、身体介護と家事援助の別）、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。 　同条第 2 項は、当該指定訪問介護の提出日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等と図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。 　また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。 　なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、基準第 39 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならない。
(保険給付の請求のための証明書の交付) 第二十一条 　指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	(11) 保険給付の請求のための証明書の交付 　居宅基準第 21 条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスでない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。
(利用者に関する市町村への通知) 第二十六条 　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一　正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	(14) 利用者に関する市町村への通知 　居宅基準第 26 条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第 22 条第 1 項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第 64 条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定訪問介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。
(秘密保持等) 第三十三条 　指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2　指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3　指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならな	(21) 秘密保持等 　居宅基準第 33 条第 1 項は、指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。 　同条第 2 項は、指定訪問介護事業者に対して、過去に当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講

い。	ずべきこととするものである。 同条第 3 項は、訪問介護員等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定訪問介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。
(広告) 第三十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	
(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) 第三十五条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	(22) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 居宅基準第 35 条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。
(苦情処理) 第三十六条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	(23) 苦情処理 居宅基準第 36 条第 1 項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 同条第 2 項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定訪問介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定訪問介護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。 また、指定訪問介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 なお、居宅基準第 39 条第 2 項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2 年間保存しなければならない。 。 同条第 3 項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定訪問介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営居宅居宅基準上、明確にしたものである。
(事故発生時の対応) 第三十七条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に	(24) 事故発生時の対応 居宅基準第 37 条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を想定したものである。指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及

際して採った処置について記録しなければならない。 3　指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。 　また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。 　なお、基準第 39 条第 2 項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2 年間保存しなければならない。 　このほか、以下の点に留意するものとする。 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問介護事業者が定めておくことが望ましいこと。 指定訪問介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。
(会計の区分) 第三十八条 　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	(25) 会計の区分 　居宅基準第 38 条は、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。
(管理者の責務) 第五十二条 　指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 2　指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	(4) 管理者の責務 　居宅基準第 52 条は、指定訪問入浴介護事業所の管理者の責務を、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る 調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者に居宅基準の第 3 章第 4 節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。
	六　通所介護 3　運営に関する基準
(勤務体制の確保等) 第百一条 　指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	(5) 勤務体制の確保等 　居宅基準第 101 条は、利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。 　指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、 管理者との兼務関係等を明確にすること。 　同条第 2 項は、原則として、当該指定通所介護事業所の従業者たる通所介護従業者によって指定通所介護を提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第 3 者への委託等を行うことを認めるものであること。

Ⅶ　介護予防福祉用具貸与事業の基準

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号)	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）
第十二章　介護予防福祉用具貸与 第一節　基本方針 第二百六十五条 　指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与(以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第八条の二第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。 第二節　人員に関する基準 (福祉用具専門相談員の員数) 第二百六十六条 　指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(令第三条の二第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。 ２　指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 一　指定福祉用具貸与事業者(指定居宅サービス等基準第百九十四条第一項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。)　指定居宅サービス等基準第百九十四条第一項 二　指定特定福祉用具販売事業者(指定居宅サービス等基準第二百八条第一項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。)　指定居宅サービス等基準第二百八条第一項 三　指定特定介護予防福祉用具販売事業者　第二百八十二条第一項 (管理者) 第二百六十七条 　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第三節　設備に関する基準	居宅基準 194 条 居宅基準 195 条 居宅基準 196 条

第二百六十八条 　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第二百七十三条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。 ２　前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。 一　福祉用具の保管のために必要な設備 イ　清潔であること。 ロ　既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 二　福祉用具の消毒のために必要な器材 　当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。 ３　指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与(指定居宅サービス等基準第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百九十六条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
第四節　運営に関する基準	
(利用料等の受領) 第二百六十九条 　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ３　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一　通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費 二　福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ４　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 ５　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に	居宅基準 197 条

係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。	
(運営規程) 第二百七十条 　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務内容 三　営業日及び営業時間 四　指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 五　通常の事業の実施地域 六　その他運営に関する重要事項	居宅基準 200 条
(適切な研修の機会の確保) 第二百七十一条 　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。	居宅基準 201 条
(福祉用具の取扱種目) 第二百七十二条 　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。	居宅基準 202 条
(衛生管理等) 第二百七十三条 　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ２　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。 ３　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。 ４　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 ５　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	居宅基準 203 条
(掲示及び目録の備え付け) 第二百七十四条 　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第二百七十条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 ２　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業	居宅基準 204 条

所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。	
(記録の整備) 第二百七十五条 　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 二　第二百七十三条第四項に規定する結果等の記録 三　次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録 四　次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五　次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	居宅基準 204 条の 2
(準用) 第二百七十六条 　第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第三十一条から第三十六条まで、第五十二条並びに第百二条第一項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十六条」とあるのは「第二百七十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十一条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第百二条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。 【(準用）第二百七十六条の関連部分抜粋】 第四節　運営に関する基準	居宅基準 205 条
(内容及び手続の説明及び同意) 第八条 　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2　指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。	居宅基準 8 条

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ　指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ　指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 4　第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 5　指定介護予防訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一　第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの 二　ファイルへの記録の方式 6　前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	
(提供拒否の禁止) 第九条 　指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。	居宅基準 9 条
(サービス提供困難時の対応) 第十条 　指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	居宅基準 10 条
(受給資格等の確認) 第十一条 　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介	居宅基準 11 条

護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。 2 　指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するように努めなければならない。	
(要支援認定の申請に係る援助) 第十二条 　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2　指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。	居宅基準 12 条
(心身の状況等の把握) 第十三条 　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	居宅基準 13 条
(介護予防支援事業者等との連携) 第十四条 　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 2　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	居宅基準 14 条
(介護予防サービス費の支給を受けるための援助) 第十五条 　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することそ	二　介護サービスとの相違点 1　介護予防訪問介護 　介護予防サービス費の支給を受けるための援助（予防基準第 15 条） 介護給付においては、予防基準第 15 条は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という）第 83 条の 9 各号のいずれにも該当しない利用者は、提供を受けようとしている指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給を受けることができないことを踏まえ、指定介護予防訪問介護事業者は、施行規則第 83 条の 9 各号のいずれにも該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス

の他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。	費の支給を受けるための要件の説明、介護予防支援事業者に関する情報提供その他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供) 第十六条 　指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。	居宅基準 16 条
(介護予防サービス計画等の変更の援助) 第十七条 　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。	居宅基準 17 条
(身分を証する書類の携行) 第十八条 　指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	居宅基準 18 条
(サービスの提供の記録) 第十九条 　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 2　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	居宅基準 19 条
(保険給付の請求のための証明書の交付) 第二十一条 　指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	居宅基準 21 条
(利用者に関する市町村への通知) 第二十三条 　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一　正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。	居宅基準 26 条

二　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	
(秘密保持等) 第三十一条 　指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2　指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3　指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	居宅基準 33 条
(広告) 第三十二条 　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	居宅基準 34 条
(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) 第三十三条 　指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	居宅基準 35 条
(苦情処理) 第三十四条 　指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2　指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3　指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4　指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 5　指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 6　指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連	居宅基準 36 条

合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	
(事故発生時の対応) 第三十五条 　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2　指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	居宅基準 37 条
(会計の区分) 第三十六条 　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	居宅基準 38 条
(管理者の責務) 第五十二条 　指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 2　指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	居宅基準 52 条
(勤務体制の確保等) 第百二条 　指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	居宅基準 101 条
第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	11　介護予防福祉用具貸与
(指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針) 第二百七十七条 　指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 3　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができ	(1) 指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針 　予防基準第 277 条にいう指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。 　介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。 　サービスに提供に当たって、利用者ができないこを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機

るよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 4　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。	能の低下を引きお越し、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービスを提供しないよう配慮すること。
(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針) 第二百七十八条 　福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第二百六十五条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 一　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。 二　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。 三　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。 四　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。 五　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。 六　介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定介護予防福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る担当職員(指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員をいう。)により、少なくとも六月に一回その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が介護予防サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。	(2) 指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針 　第1号及び第2号は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たって、福祉用具専門相談員が主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議等を通じ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、福祉用具を適切に選定し、個々の福祉用具の貸与について利用者に対し、説明及び同意を得る手続きを規定したものである。 　第4号は指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものである。同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定介護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。 　第5号は、福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。 　第6号は、介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員（以下において「担当職員」という。）は、当該計画へ指定介護予福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。 　また、少なくとも6月に1回、担当職員は、同様の手続きにより、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。
第六節　基準該当介護予防サービスに関する基準	
(福祉用具専門相談員の員数) 第二百七十九条 　基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。 2　基準該当介護予防福祉用具貸与の事業と基準該当福祉用具貸与(指定居宅サービス等基準第二百五条の二第一項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所に	居宅基準 205 条の 2

おいて一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
(準用) 第二百八十条 　第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第三十一条から第三十三条まで、第三十四条(第五項及び第六項を除く。)、第三十五条、第三十六条、第五十二条並びに第百二条第一項及び第二項並びに第一節、第二節(第二百六十六条を除く。)、第三節、第四節(第二百六十九条第一項及び第二百七十六条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二十六条」とあるのは「第二百八十条において準用する第二百七十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第百二条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百六十九条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	居宅基準 206 条

Ⅷ　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

（平成１２年２月１０日
厚生省告示第１９号）

〔沿革〕 平成12年12月8日･厚生省告示第376号／平成12年12月28日･厚生省告示第489号／平成13年2月22日･厚生労働省告示第36号／平成14年3月1日･厚生労働省告示第47号／平成15年2月24日･厚生労働省告示第50号一部改正

一　指定居宅サービスに要する費用の額は、別表(61頁左段)指定居宅サービス介護給付費単位数表により算定するものとする。

二　指定居宅サービスに要する費用の額は、別に厚生労働大臣が定める１単位の単価(下表)に別表（61頁左段）に定める単位数を乗じて算定するものとする。

三　前二号の規定により指定居宅サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

※地域区分・サービス種類ごとの１単位の単価

地域区分／サービス種類	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他の地域
居宅療養管理指導/福祉用具貸与	10円	10円	10円	10円	10円
訪問看護/訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ/通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ/短期入所生活介護/短期入所療養介護/地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	10.48円	10.4円	10.24円	10.12円	10円
訪問介護/訪問入浴介護/通所介護/特定施設入居者生活介護/夜間対応型訪問介護/認知症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護/認知症対応型共同生活介護/地域密着型特定施設入居者生活介護/居宅介護支援	10.72円	10.6円	10.36円	10.18円	10円

※　介護予防サービスも同じ

〔沿革〕平成１８年6月6日・老計発第０６０６００１号・老振発第０６０６００１号・
老老発第０６０６００１号　一部改正
老企　第３６号
平成１２年3月1日

各都道府県介護保険主管部(局)長　殿

厚生省老人保健福祉局企画課長

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(第二の１通則のみ抜粋)

第二　居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。〉に関する事項
１通則
（１）算定上における端数処理について
①　単位数算定の際の端数処理
　単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。
（例）訪問介護（身体介護中心３０分以上１時間未満で４０２単位）
・３級ヘルパーの場合７０%減算
４０２×０．７０=２８１.４→２８１単位
・３級ヘルパーで夜間早朝の場合
２８１×１.２５=３５１→３５１単位
※４０２×０.７０×１.２５=３５１.７５として四捨五入するのではない。

②　金額換算の際の端数処理
　算定された単位数から金額に換算する際に生ずる１円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。
（例）上記①の事例で、このサービスを月に５回提供した場合（地域区分は特別区）
４５３単位×５回=２,２６５単位
２,２６５単位×１０．７２円/単位=２４,２８０.８円→２４,２８０円
　なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。

（２）サービス種類相互の算定関係について
　特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている者については、その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導費を除く。）は算定しないものであること。
　ただし、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えないものであること。また、短期入所生活介護又は

短期入所療養介護を受けている者については、訪問介護費、訪問入浴介護費訪問看護費訪問リハビリテーション費通所介護費及び通所リハビリテーション費並びに夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費及び小規模多機能型居宅介護費は算定しないものであること。

また、同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用した場合は、訪問サービスの所定単位数は算定できない。たとえば、利用者が通所サービスを受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、訪問介護の生活援助として行う場合は、本人の安否確認・健康チェック等も合わせて行うべきものであることから、訪問介護（生活援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない。なお、福祉用具貸与費については、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている者についても算定が可能であること。

（３）施設入所目及び退所目等における岩宅サービスの算定について

介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の退所（退院）日又は短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び通所リハビリテーション費は算定できない。訪問介護等の福祉系サービスは別に算定できるが、施設サービスや短期入所サービスでも、機能訓練やリハビリテーションを行えることから、退所（退院日）に通所介護サービスを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。また、入所（入院）当日であっても当該入所（入院）前に利用する訪問通所サービスは別に算定できる。ただし、入所（入院）前に通所介護又は通所リハビリテーションを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。また、施設入所（入院）者が外泊又は介護保健施設サービス費の試行的退所を算定した場合には、外泊時又は試行的退所を算定時に居宅サービスは算定できない。

（４）同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要があると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。例えば、家庭の浴槽で全身入浴の介助をする場合に、適切なアセスメント（利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。）を通じて、利用者の心身の状況や介護の内容から同一時間帯に訪問看護を利用することが必要であると判断され、３０分以上１時間未満の訪問介護（身体介護中心の場合）と訪問看護（指定訪問看護ステーションの場合）を同一時間帯に利用した場合、訪問介護については４０２単位、訪問看護については８３０単位がそれぞれ算定されることとなる。

（５）複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置づける。例えば、要介護高齢者夫婦のみの世帯に１００分間訪問し、夫に５０分の訪問介護（身体介護中心の場合）、妻に５０分の訪問介護（身体介護中心の場合）を提供した場合、夫、妻それぞれ４０２単位ずつ算定される。ただし、生活援助については、要介護者間で適宜所要時間を振り分けることとする。

（６）訪問サービスの行われる利用者の居宅について

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションは、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条の定義上、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の居宅以外で行われるものは算定できない。例えば、訪問介護の通院・外出介助については、利用者の居宅から乗降場までの移動、バス等の公共交通機関への乗降、移送中の気分の確認、（場合により）院内の移動等の介助などは要介護者の皆宅以外で行われるが、これは居宅において行われる目的地（病院等）に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得るためである。居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもってして訪問介護として算定することはできない。

Ⅸ　介護報酬及び留意事項通知（福祉用具貸与費）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号）	「額の算定基準の留意事項」（平成 12 年老企第 36 号）
11　福祉用具貸与費(1 月につき) 指定福祉用具貸与事業所(指定居宅サービス基準第 194 条第 1 項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。)において、指定福祉用具貸与(指定居宅サービス基準第 193 条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数(1 単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)とする。 注 1　搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者(指定居宅サービス基準第 194 条第 1 項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。)の通常の業務の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費(当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員 1 名の往復の交通費を合算したものをいう。)に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の 100 分の 100 に相当する額を限度として所定単位数に加算する。 2　要介護状態区分が経過的要介護又は要介護 1 である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成 11 年厚生省告示第 93 号)第 1 項に規定する車いす、同告示第 2 項に規定する車いす付属品、同告示第 3 項に規定する特殊寝台、同告示第 4 項に規定する特殊寝台付属品、同告示第 5 項に規定する床ずれ防止用具、同告示第 6 項に規定する体位変換器、同告示第 11 項に規定する認知症老人徘徊はいかい感知機器及び同告示第 12 項に規定する移動用リフトに係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。 3　利用者が特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、福祉用具貸与費は、算定しない。	9　福祉用具貸与費 (1) 事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱いは、以下のとおりである。 ①　交通費の算出方法について 注一に規定する「通常の業務の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法(航空賃等に階級がある場合は、最も安価な階級)による交通費とすることを基本として、実費(空路で運搬又は移動する場合には航空賃、水路で運搬又は移動する場合には船賃、陸路で運搬又は移動する場合には燃料代及び有料道路代(運送業者を利用して運搬した場合はその利用料))を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。 ②　交通費の価格体系の設定等について 事業者は、交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体系を設定し、運営規程に記載しておくものとする。 なお、事業者は、運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を指定福祉用具貸与の提供に当たって利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類(領収書等)を保管し、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する記録として保存するものとする。 ③　複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について 複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の 100 分の 100 に相当する額を限度として加算できるものとする。 この場合において、交通費の額が当該 100 分の 100 に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。

介護報酬及び留意事項通知（福祉用具貸与費）２

「厚生労働大臣が定める者等」 （平成 12 年厚生省告示第 23 号）	「額の算定基準の留意事項」 （平成 12 年老企第 36 号）
十九　指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注２の厚生労働大臣が定める者 イ　次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者 (1)　車いす及び車いす付属品　次のいずれかに該当する者 (一)　日常的に歩行が困難な者 (二)　日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者 (2)　特殊寝台及び特殊寝台付属品　次のいずれかに該当する者 (一)　日常的に起きあがりが困難な者 (二)　日常的に寝返りが困難な者 (3)　床ずれ防止用具及び体位変換器　日常的に寝返りが困難な者 (4)　認知症老人徘徊はいかい感知機器　次のいずれにも該当する者 (一)　意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 (二)　移動において全介助を必要としない者 (5)　移動用リフト(つり具の部分を除く。) (一)　日常的に立ち上がりが困難な者 (二)　移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三)　生活環境において段差の解消が必要と認められる者 ロ　平成十八年三月三十一日までに指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注２に掲げる種目(以下「対象外種目」という。)に係る福祉用具貸与を受けていた者であって、平成十八年九月三十日までの間において対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けるもの	９　福祉用具貸与費 （２）要介護１の者に係る指定福祉用具貸与費 ①　算定の可否の判断基準 要介護１の者（以下（２）において軽度者という。）に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」及び「移動用リフト」（以下「対象外種目」という。）に対しては、原則として算定できない。しかしながら第 23 号告示第 19 号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。 ア　原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成 11 年厚生省告示第 91 号）別表第１の調査票のうち基本調査の直近の結果（以下単に基本調査の結果という。）を用い、その要否を判断するものとする。 イ　ただし、アの（二）「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの（三）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（少なくとも 6 月に 1 回）で行うこととする。 ②　基本調査結果による判断の方法 指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。 ア　当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第１の認定調査票について必要な部分（実施日時・調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。 イ　当該軽度者に相当の指定居宅介護支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人の情報開示させ、それを入手すること。 ③　経過措置について 介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号）第３条の施行の日（以下「施行日」という。）前に対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けていたもの（以下経過措置対象者という。）については、軽度者で第23号告示第19条のイで定める状態像の者でなくとも、施行日から起算して6月を超えない期間において、対象外種目に係る指定介護予防福祉用具貸与を受ける

	ことができることとされている。 　この場合、経過措置対象者は、平成 18 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に施行日前の認定の有効期間又は契約期間が終了した場合であっても、認定や契約の更新がなされた場合は、引き続き、施行日から起算して 6 月を超えない期間までは、対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けることが可能である。

介護報酬及び留意事項通知（指定介護予防福祉用具貸与費）

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚労省告示第 127 号）	「額の算定基準の留意事項」（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号）
11　介護予防福祉用具貸与費(1 月につき) 指定介護予防福祉用具貸与事業所(指定介護予防サービス基準第 266 条第 1 項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス基準第 265 条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)を行った場合に、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数(1 単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)とする。 注 1　搬出入に要する費用は、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、指定介護予防福祉用具貸与事業者(指定介護予防サービス基準第 266 条第 1 項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。)の通常の業務の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費(当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定介護予防福祉用具貸与事業者の専門相談員 1 名の往復の交通費を合算したものをいう。)に相当する額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の 100 分の 100 に相当する額を限度として所定単位数に加算する。 2　要支援者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成 11 年厚生省告示第 93 号)第 1 項に規定する車いす、同告示第 2 項に規定する車いす付属品、同告示第 3 項に規定する特殊寝台、同告示第 4 項に規定する特殊寝台付属品、同告示第 5 項に規定する床ずれ防止用具、同告示第 6 項に規定する体位変換器、同告示第 11 項に規定する認知症老人徘徊はいかい感知機器及び同告示第 12 項に規定する移動用リフトに係る指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、指定介護予防福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。 3　利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防福祉用具貸与費は、算定しない。	11　介護予防福祉用具貸与費 (1) 事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱いは、以下のとおりである。 ①　交通費の算出方法について 注一に規定する「通常の業務の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法(航空賃等に階級がある場合は、最も安価な階級)による交通費とすることを基本として、実費(空路で運搬又は移動する場合には航空賃、水路で運搬又は移動する場合には船賃、陸路で運搬又は移動する場合には燃料代及び有料道路代(運送業者を利用して運搬した場合はその利用料))を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。 ②　交通費の価格体系の設定等について 事業者は、交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体系を設定し、運営規程に記載しておくものとする。 なお、事業者は、運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たって利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類(領収書等)を保管し、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する記録として保存するものとする。 ③　複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について 複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の100分の100に相当する額を限度として加算できるものとする。 この場合において、交通費の額が当該 100 分の 100 に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。 (2) 要支援 1 又は要支援 2 に係る指定介護予防福祉用具貸与費 ①　算定の可否の判断基準 要支援 1 又は要支援 2 の者（以下(2)において軽度者という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」及び「移動用リフト」(以下「対象外種目」という。)に対しては、原則として算定できない。 しかしながら第 23 号告示第 19 号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定介護予防福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。 ・　原則として次の表の定めるところにより、「要介護認

	定等基準時間の推計の方法」(平成 11 年厚生省告示第 91 号）別表第 1 の調査票のうち基本調査の直近の結果（以下単に基本調査の結果という。）を用い、その要否を判断するものとする。 ・　ただし、アの（ニ）「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの（三）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定介護予防支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、介護予防サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（すくなくとも 6 ヶ月に 1 回）で行うこととする。 ②　基本調査結果による判断の方法 　指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。 ・　当該軽度者の担当である指定介護予防支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第 1 の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。 ・　当該軽度者に担当の指定介護予防支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。 ③　経過措置について 　介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号）第 3 条の施行の日（以下「施行日」という。）前に対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けていたもの（以下経過措置対象者という。）については、軽度者で「厚生労働大臣が定める者等」(平成 12 年厚生省告示第 23 号)第 19 号のイで定める状態像の者でなくとも、施行日から起算して 6 ヶ月を超えない期間において、対象外種目に係る指定介護予防福祉用具貸与を受けることができることとされている。 　この場合、経過措置対象者は、平成 18 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に施行日前の認定の有効期間又は契約期間が終了した場合であっても、認定や契約の更新がなされた場合は、引き続き、施行日から起算して 6 ヶ月を超えない期間までは、対象外種目に係る指定介護予防福祉用具貸与を受けることが可能である。

X　厚生労働大臣が定める地域(兵庫県下)

圏域	市町名	離島	振興山村	厚生大臣が別に定めるもの
北播磨	多可町		杉原谷村 旧八千代全町	
中播磨	姫路市	旧家島全町	富栖村	山之内(佐中、熊部、坂根及び小畑の地域に限る。)及び高長
	神河町		大山村、越知谷村、旧大河内町全町	
	市川町		瀬加村	
西播磨	宍粟市		土万村、蔦沢村、染河内村、下三方村、三方村、繁盛村旧波賀町全町、旧千種町全町	
	佐用町		長谷村、石井村、久崎町、幕山村、三河村、旧三日月町全町	佐用、平福、江川、力万、須安、宇根、西大畠、小日山、目高、寄延、上月、仁位、早瀬、多賀、中島、米田、小山、安川、土井、宝蔵寺及び下徳久
但馬	豊岡市		神美村、奈佐村、内川村、三椒村、奥竹野村、中竹野村、八代村、三方村、西気村、室埴村、神美村、旧但東全町	
	香美町		奥佐津村、長井村、 余部村、旧村岡全町、旧美方全町	
	新温泉町		大庭村、温泉町、八田村	赤崎、和田、三尾、諸寄、釜屋及び居組、切畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山及び飯野
	養父市		建屋村、口大屋村、西谷村旧関宮全町	
	朝来市		糸井村、与布土村、旧朝来全町	
丹波	篠山市		畑村、城東村(後川村、福住村、大芋村)、 草山村、北河内村、 今田村(全町)	
	丹波市		葛野村、神楽村、遠阪村、鴨庄村	
淡路	洲本市	上灘村	広田村	
	南あわじ市	灘村、沼島村	伊加利村	

「厚生労働大臣が定める地域」に所在する指定福祉用具貸与事業者の通常の業務の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

ＸＩ　福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の福祉用具の種目

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 93 号）	「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号）
1　車いす 　自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。	（1）車いす 　貸与告示第一項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。 ①　自走用標準型車いす 　日本工業規格(JIS)T 九二〇一一一九九八のうち自走用に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が大径車輪であり後輪がキャスタのものを含む。)をいう。 　ただし、座位変換型を含み、自走用スポーツ型及び自走用特殊型のうち特別な用途(要介護者等が日常生活の場面以外で専ら使用することを目的とするもの)の自走用車いすは除かれる。 ②　普通型電動車いす 　日本工業規格(JIS)T 九二〇三一一九八七に該当するもの及びこれに準ずるものをいい、方向操作機能については、ジョイスティックレバーによるもの及びハンドルによるもののいずれも含まれる。 　ただし、各種のスポーツのために特別に工夫されたものは除かれる。 　なお、電動補助装置を取り付けることにより電動車いすと同様の機能を有することとなるものにあっては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。 ③　介助用標準型車いす 　日本工業規格(JIS)T 九二〇一一一九九八のうち、介助用に該当するもの及びそれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。)をいう。 　ただし、座位変換型を含み、浴用型及び特殊型は除かれる。
2　車いす付属品 　クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。	（2）車いす付属品 　貸与告示第二項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。 　なお、同項にいう「一体的に貸与されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを貸与されている場合に後から追加的に貸与される付属品をいう ①　クッション又はパッド 　車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。 ②　電動補助装置 　自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であって、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。 ③　テーブル 　車いすに装着して使用することが可能なものに限る。 ④　ブレーキ 　車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。
3　特殊寝台 　サイドレールが取り付けてあるもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの	（3）特殊寝台 　貸与告示第三項に規定する「サイドレール」とは、利

一　背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 二　床板の高さが無段階に調整できる機能 4　特殊寝台付属品 　マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。

	るものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。 ② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。
8　スロープ 段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。	（8）スロープ 貸与告示第八項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。 なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第二号に掲げる「床段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。
9　歩行器 歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 一　車輪を有するものにあっては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの 二　四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることが可能なもの	（9）歩行器 貸与告示第九項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体の状況等により異なるものでありその長さは問わない。
１０　歩行補助つえ 松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。	(10)歩行補助つえ 松葉づえ、カナディアン、クラッチ、ロフストランド・クラッチ及び多点杖に限る。
１１　認知症老人徘徊はいかい感知機器 介護保険法第七条第十五項に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの	(11) 認知症老人徘徊感知機器 貸与告示第一一項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。
１２　移動用リフト(つり具の部分を除く。) 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)	(12)移動用リフト（つり具の部分を除く。） 貸与告示第一二項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり(つり具の部分を除く。)、住宅の改修を伴うものは除かれる。 ① 床走行式 つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタで床を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。 ② 固定式 居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。 ③ 据置式 床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの（エレベーター及び階段昇降機は除く）。

ＸⅡ　軽度者に対する福祉用具貸与の関係通知について

事　務　連　絡
平成１８年８月１４日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生労働省老健局振興課

福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について

標記については、先般の介護報酬改定により、平成１８年４月１日より、要支援者及び要介護１の者（以下「軽度者」という。）について、その状態像からは利用が想定されにくい種目について、一定の条件に該当する者を除き、保険給付の対象としないこととした。その上で、既にサービスを利用している者に対する配慮のため、これらの者に対しては、同年９月３０日までの間は、引き続き、保険給付を行うことができる旨の経過措置が講じられているところです。

こうした経過措置については、本年９月末をもって終了することから、各都道府県におかれては、下記事項について御了知の上、保険者たる市町村、福祉用具貸与事業者その他の事業者団体、ケアマネジメント機関である介護予防支援事業者（地域包括支援センター）や居宅介護支援事業所及びこれらに所属するケアマネジメント担当者並びにその他の地域の様々な関係機関等が十分に連携しつつ、それぞれの役割に応じた対応を行うことで、制度改正の内容等に関する利用者の十分な理解を得て、支障なく経過措置期間を終了し、新制度への円滑な移行が図れるようお願いいたします。

記

１　制度改正の趣旨

軽度者に対する福祉用具貸与について、利用者の状態像からはその利用が想定しにくい福祉用具貸与が給付されるといった不適切な事例が見受けられたことなどから、「介護保険における福祉用具の選定の判断基準につ

いて」（平成１６年６月１７日老振発第０６１７００１号）を示し、適正化を図ってきたところであるが、今般の制度改正は、その趣旨を更に徹底し、介護保険における福祉用具がより適切に利用されるようにする観点から行われたものである。

２　制度改正の概要

軽度者に対する福祉用具の貸与については、その状態像からは利用が想定しにくい次の種目については、原則として保険給付の対象としないこととしている。

・車いす（付属品含む）
・特殊寝台（付属品含む）
・床ずれ防止用具
・体位変換器
・認知症老人徘徊感知機器
・移動用リフト

ただし、軽度者についても、その状態像に応じて一定の条件に該当する者については、保険給付の対象とすることとしている。こうした保険給付の対象となる条件への該当性については、【別紙】の区分に応じて、原則として、要介護認定の認定調査における基本調査の結果を活用して客観的に判定することとされている。その際、車いす及び段差解消機については、認定調査結果による以外、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に該当するか否かについて、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断することができる。

３　留意すべき事項

（１）保険給付対象となる軽度者の確認

今般の制度改正後においても、例外的に福祉用具貸与が必要である者に該当すると判定された者については保険給付の対象となるので、軽度者であることをもって機械的に保険給付の対象外とすることのないよう、こうした例外に該当するか否かについて確実に確認をするよう留意するとともに、ケアマネジメントを担当する者は、保険給付の対象とならない場合の理由を利用者に対して丁寧に説明すること。

（２）保険給付対象外のサービス利用

今般の制度改正により保険給付の対象外となった利用者についても、保

険給付の対象外であることを前提に、当該利用者の選択により、引き続き、指定福祉用具貸与事業者との契約により、自ら費用を支払うことによるサービス利用を妨げるものではないこと。

（３）利用者意思の確認等

経過措置期間の終了に当たっては、福祉用具貸与事業者は、機械的・一律に貸与していた福祉用具を回収するのではなく、利用者に対して、自ら費用を支払うことによるサービス利用の継続の意思の有無を確認することが望ましいこと。

また、福祉用具貸与が終了する場合にあっても、ケアマネジメント担当者は、当該利用者の日常生活支援の観点から、必要に応じて、利用者の希望を踏まえつつ、幅広い観点から代替的な措置について助言するよう努めること。その際、利用者が自ら費用を支払うことによりサービス利用を継続する場合や福祉用具を購入する場合については、不当な価格により購入や貸与を受けることのないよう配慮すること。

（４）指定福祉用具貸与事業者の指導

①保険給付対象外サービスに係る配慮

指定福祉用具貸与事業者が、保険給付の対象外となった利用者の選択により当該利用者が費用を支払うことによる福祉用具貸与の契約を行う場合、当該契約に基づくサービス提供は、指定福祉用具貸与自体ではないものの、介護保険法に基づく指定事業者であることにかんがみ、サービス内容や価格に関する利用者への説明、衛生管理や安全性の確保等に配慮すること。

②介護保険対象サービスと対象外サービスの価格差

指定福祉用具貸与事業者が、保険給付の対象となる指定福祉用具貸与と保険給付の対象外の福祉用具貸与サービスの双方を行う場合について、サービス内容の相違等によって両者の価格が異なることは、通常問題とはならないこと。

③販売を行う場合の配慮

利用者の希望に応じて、従前、福祉用具貸与の対象とされていた福祉用具をあらためて当該利用者に販売する際には、不当な価格とならないよう配慮するとともに、福祉用具としての衛生面や安全性の確保等に留意するほか、電気用品安全法（昭和３６年法律第２３４号）に基づく経過措置が平成１８年３月３１日をもって終了していることにかんがみ、ＰＳＥマークを付す等同法に基づく必要な措置を講ずること。

別紙

対象外種目	例外に該当する者	要介護認定結果等
ア車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者	基本調査２－５　歩行「３．できない」 何かにつかまったり支えられても歩行が不可能であるため、車いすを使用しなければならない、あるいは、どのような状況であっても歩行ができない場合をいう。寝たきり等で歩行することがない場合、あるいは、歩行可能であるが医療上の必要により歩行制限が行われている場合も含まれる。
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	認定調査結果がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断
イ特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがりが困難な者	基本調査２－２　起き上がり「３．できない」 介助なしでは一人で起き上がることができない等、起き上がりに何らかの介助が必要な場合をいう。途中まで自分でできていても最後の部分で介助が必要である場合も含まれる。
	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査２－１　寝返り「３．できない」 介助なしでは一人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

対象外種目	例外に該当する者	要介護認定結果等
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査２－１ 寝返り「３．できない」 介助なしでは一人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (-)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査６－３ 意思の伝達 「１．調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 手段を問わず、常時、だれにでも意思の伝達ができる状況以外をいう。ほぼ確実に意思が伝達できる場合も含まれない。 又は 基本調査６－４ 介護者の指示への反応 「１．介護者の指示が通じる」以外 介護者の指示を理解し、それに対して適切に反応する場合以外をいう。 又は 基本調査６－５（ア～カ）記憶・理解のいずれか 「２．できない」 又は 基本調査７（ア～テ）問題行動のいずれか 「１．ない」以外

対象外種目	例外に該当する者	要介護認定結果等
	(ニ)移動において全介助を必要としない者	基本調査２－７　移動「4.　全介助」以外 自分では移動がまったくできない場合以外をいう
オ　移動用リフト（つり具の部分を除く。）	次のいずれかに該当する者 (-)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査３－１　立ち上がり「３．できない」 自分ではまったく立ち上がることができない場合をいう。体の一部を介護者が支える、介護者の手で引き上げるなど、介助がないとできない場合も含まれる。
	(ニ)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査２－６　移乗「３．一部介助」又は「4.　全介助」
	(ニ)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	認定調査結果がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断

□　表の見方

「例外に該当する者」のそれぞれの要件に対応する部分の「要介護認定結果等」の囲いより具体的に貸与を受けることができるか否かを判断します。

例）車いす：下記(一)（二）のいずれかの要件を満たすことが必要です。

「(一）日常的に歩行が困難な者」については、

→　要介護認定の一次判定で行う認定調査の項目２－５「歩行」において、「できない」と判断される者のことを指します。

（サービス担当者会議等で判断するわけではありません。）

「(二）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」については、

→　認定調査の項目で該当する箇所がないため、主治医の意見を踏まえ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じ、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断することとなります。

（判断を行うに際しては、利用者が居住する市町の介護保険担当課と情報交換を行いながら手続きを行うこと。）

（電子メール施行）
事　務　連　絡
平成18年8月17日

事業者団体　様

兵庫県健康生活部福祉局
介護保険課予防支援係長

保険給付対象外の福祉用具貸与サービスに係る配慮について

介護保険制度の運営に関しましては、平素より多大なご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、平成18年8月14日付厚生労働省老健局振興課の事務連絡において「福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について」が示されたところですが、その中で、指定福祉用具貸与事業者が保険給付の対象外となった利用者に対し、利用者の自費負担による福祉用具貸与の契約を行うケースについて、以下のように見解が示されています。

「指定福祉用具貸与事業者が、保険給付の対象となる指定福祉用具貸与と保険給付の対象外の福祉用具貸与サービスの双方を行う場合について、サービス内容の相違等によって両者の価格が異なることは、通常問題とはならないこと。」

本件で厚生労働省が意図するところは、「サービス内容の相違」によって、「両者の価格が異なること」自体については規制するものではないということです。当然ながら、保険給付対象外のサービス提供に際しての競争による値引きなどを保険給付対象の福祉用具貸与に価格転嫁するなどの措置が認められるということではありません。

貴団体におかれましては、会員事業者に当該趣旨を徹底いただきますよう、お願いします。

（電子メール施行）
介第１３３３号
平成１８年９月２８日

各市町介護保険担当課長　様

兵庫県健康生活部
福祉局介護保険課長

軽度者に対する指定福祉用具貸与の経過措置期間終了の周知と福祉用具の適切な利用について（通知）

介護保険制度の運営に関しましては、平素より多大なご協力をいただきありがとうございます。

要介護１、要支援１・２、経過的要介護の者（以下「軽度者」という。）に対する福祉用具貸与種目については、本年４月の介護保険制度改正の中で、軽度者の状態像からは利用が想定しにくい車いす、特殊寝台など一部指定種目を原則として保険給付の対象としないこととなり、本年９月末をもって既利用者に対する経過措置期間が終了します。

各市町担当部署におかれましては福祉用具貸与事業所・居宅介護支援事業所・地域包括支援センターなど関係機関に対し、再度下記の当該制度改正の趣旨・内容を踏まえた上で、経過措置期間の終了及びこれら留意事項等の周知を徹底いただきますようお願いします。

記

1　前提として、今回の制度改正は、自立支援に十分な効果を上げる観点から、ケアマネジメントのプロセスにおける福祉用具の導入・継続の必要性の判断を強化するものであること。このことから、ケアマネジメントを担当する者が、自立支援の観点から利用者に対して保険給付対象外のサービスまで含めた福祉用具利用の必要性の有無などを適切に助言することが求められていること。

2　軽度者への福祉用具の取扱いについては、平成１８年８月１４日付け厚生労働省老健局振興課による事務連絡「福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について」において、軽度者であることのみをもって、機械的に保険給付の対象外とするのではなく、別紙のような例外的な条件に合致しないかどうかを確実に確認すること。

また保険給付対象外となった利用者についても自費利用によるサービス利用を妨げるものではなく、福祉用具貸与事業者は一律・機械的に貸与していた福祉用具を回収せず、利用者のサービス継続の意思を確認する旨などの留意事項が示されていること。

3　利用者の身体状況の変化によっては、要介護度が変更することや、別紙のような例外的な条件に合致することも考えられ、こうした場合には区分変更申請について検討する必要があること。

XIII 県民局一覧

神戸県民局 企画県民部	県民生活担当 健康福祉第１課 第２課	〒650-0004 神戸市中央区中山手通６－１－１ Tel　０７８－３６１－８６２６・８６２７ Fax　０７８－３６１－８６３２	神戸市
阪神南県民局 県民生活部	芦屋健康福祉事務所 監査指導課	〒659-0065 芦屋市公光町１－２３ Tel　０７９７－３２－０７０７ Fax　０７９７－３８－１３４０	尼崎市、芦屋市 西宮市
阪神北県民局 県民生活部	宝塚健康福祉事務所 監査指導課	〒665-8567 宝塚市旭町２－４－１５ Tel　０７９７－８３－３１４１ Fax　０７９７－８６－４３０９	宝塚市、三田市
	伊丹健康福祉事務所 監査指導課	〒664-0898 伊丹市千僧１－５１ Tel　０７２－７８５－７４６０ Fax　０７２－７７７－４０９１	伊丹市、川西市 猪名川町
東播磨県民局 県民生活部	加古川健康福祉 事務所 監査指導課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木９７－１ Tel　０７９４－２１－９２９６ Fax　０７９４－２４－９９７７	加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
	明石健康福祉事務所 監査指導課	〒673-0892 明石市本町２－３－３０ Tel　０７８－９１７－１６０８ Fax　０７８－９１７－１１３８	明石市
北播磨県民局 県民生活部	社健康福祉事務所 監査指導課	〒673-1431 加東市社字西柿１０７５－２ Tel　０７９５－４２－９３５７ Fax　０７９５－４２－４０５０	西脇市、三木市 小野市、加西市 加東市、多可町
中播磨県民局 県民生活部	福崎健康福祉事務所 監査指導課	〒670-0947 姫路市北条１－９８ Tel　０７９２－８１－９７６８ Fax　０７９２－２４－３０３７	姫路市、市川町 福崎町、神河町

西播磨県民局 県民生活部	龍野健康福祉事務所 監査指導課	〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑１３１１－３ Tel　０７９１－６３－５１３３ Fax　０７９１－６３－９２２５	たつの市、佐用町、宍粟市、太子町
	赤穂健康福祉事務所 監査指導課	〒678-0239 赤穂市加里屋９８－２ Tel　０７９１－４３－２９３４ Fax　０７９１－４３－５３８６	相生市、赤穂市、上郡町
但馬県民局 但馬長寿の郷	豊岡健康福祉事務所 監査指導課	〒668-0025 豊岡市幸町７－１１ Tel　０７９６－２６－３６６９ Fax　０７９６－２４－４４１０	豊岡市、香美町 新温泉町
	和田山健康福祉事務所 監査指導課	〒669-5202 朝来市和田山町東谷２１３－９６ Tel　０７９－６７２－６８４８ Fax　０７９－６７２－５９８７	養父市、朝来市
丹波県民局 県民生活部	柏原健康福祉事務所 監査指導課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原６８８ Tel　０７９５－７３－３７５８ Fax　０７９５－７２－３０１３	篠山市、丹波市
淡路県民局 県民生活部	洲本健康福祉事務所 監査指導課	〒656-0021 洲本市塩屋２－４－５ Tel　０７９９－２６－２０５４ Fax　０７９９－２２－１０５６	洲本市、淡路市 南あわじ市